

(平成24年7月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで  
② 昭和61年7月から同年9月まで

私は、申立期間当時は自営業をしていたため、国民年金に加入し、保険料は自宅に来ていた集金人に納付していたり、金融機関で納付したりしていた。申立期間の保険料は必ず納付しており、加入期間の途中で納付していないところがあるのはおかしいので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間①前後に係る保険料については、いずれも現年度内に納付されていることから、この頃、申立人は定期的な保険料の納付に努めていたことがうかがえ、かつ、申立期間①は6か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間①の保険料については、自宅に来ていた集金人に納付していたと思うとしているところ、申立人が居住しているA市は、昭和53年度末までは集金人（国民年金推進員）による保険料徴収を行っていたことから、申立人の主張は当時の同市における保険料の徴収方法とも一致している。

さらに、申立人は、申立期間①当時は集金人が自宅に来ており、仮に納付していない保険料があれば、集金人はその旨を伝え当該保険料を納付させるのが通常であると思うとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間①直前の昭和45年7月から同年9月までの期間及び申立期間①直後の46年4月以降の国民年金印紙検認記録欄には、いずれもA市B区の集金人

の検認印が押されている。このため、申立人は、申立期間①前後の保険料と同様に申立期間①の保険料を同一地区担当の集金人に納付することが可能であり、申立人も生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、定期的な保険料納付に努めていた申立人が申立期間①の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

一方、オンライン記録によると、申立期間②前後に係る保険料については、いずれも現年度に納付されているものの、前述のとおり、A市では集金人制度が実施されていたのは昭和53年度末までであるため、集金人に保険料を納付していた申立期間①とは状況が異なるほか、申立期間②については、保険料の過誤納による還付記録が確認でき、当該過誤納の発生日及び還付の決議日が「昭和63年12月21日」、過誤納理由が「時効期間納付」とされていることが確認できる。これは通常の事務処理を勘案すると、申立人は申立期間②に係る保険料を昭和63年12月に納付したものと推認でき、この時期を基準とすると、申立期間②の保険料は既に時効（2年）が成立しているため、上記の過誤納理由とも符合する。これらのことから、申立期間②の保険料については、申立人がこの頃に納付したものの、時効後の納付であったため還付処理されたものと考えられる。

また、申立人は、申立期間②の保険料が還付処理されたことについて、自身は覚えていないことから不信感を抱いている。しかしながら、i) 還付処理については、原則として被保険者が還付請求書を提出しなければ行政庁は還付処理を行うことはできないところ、A市の被保険者名簿を見ると、「昭和64年1月5日」に申立期間②の保険料に係る還付請求書が受付された記載が確認できること、ii) オンライン記録によると、還付請求書の提出後、送金（支払）通知書が「平成元年1月27日」に作成され、これら一連の還付処理は速やかに行われており、この事務処理に不適切さは見受けられないこと、iii) 申立人は上記還付処理が行われた頃において住所地の変更は無いため、還付処理に係る通知等が行われなかった可能性も少ないものとみられることを思慮すると、申立人が当該還付処理を知り得なかったとする事情までは見いだせない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準賞与額の記録については、1万2,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を28万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月30日  
② 平成15年7月31日

申立期間①については、賞与支給に係る年金記録が無く、申立期間②については、標準賞与額は記録されているが、年金額に反映されない記録となっているので、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された賞与管理データにより、申立人は、当該期間において、15万円の標準賞与額に見合う賞与を支給され、1万2,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与管理データにおいて認められる保険料控除額から1万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②については、A社から提出された賞与振込依頼表及び賞与額逆算シートにより、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額(28万4,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①については、当該期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所(当時)に提出していないと認めており、また、申立期間②については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額を申立期間①は1万2,000円、申立期間②は15万7,000円、申立期間③は23万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人の申立期間①、②及び③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 7 月 20 日  
② 平成 19 年 12 月 20 日  
③ 平成 20 年 7 月 20 日

申立期間において、A病院から賞与を支給されているが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主提出の賃金台帳から、申立人の申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は1万2,000円、申立期間②は15万7,000円、

申立期間③は23万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年3月22日に、事業主が申立期間における事務手続を失念していたとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年5月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月から4年3月まで

私は、申立期間当時は大学生で他県に居住していたが、住民票は実家であるA市のままにしていた。母親から、学生は国民年金に任意加入ではあったが将来のために、私が20歳になった時に同市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと聞いている。母親がきちんと漏れが無いように納付してくれていると思うので、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は、申立人が20歳（平成元年\*月）になってすぐに、A市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、年金手帳は交付されなかったが、申立期間の保険料を同出張所で半年分か1年分ごとにまとめて納付していたと思うとしている。

しかしながら、A市によると、申立期間当時、同市役所B出張所において、国民年金の加入手続を行うことは可能であったものの、国民年金保険料の収納は行っていなかったとしているほか、加入手続を行った者に対しては、後日、市役所本庁から年金手帳を郵送していたとしていることから、母親の説明と相違する。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年5月にA市で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、国民年金被保険者資格の取得日を同年1月19日（10年11月9日付けで、厚生年金保険被保険者資格を喪失した7年1月18日に訂正されている。）とする処



理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から50年3月まで

学生であった20歳の時に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、婚姻後の昭和60年頃まで国民年金保険料を納付してくれていたと思う。私が現在所持している年金手帳は、厚生年金保険に加入した時のものだが、それ以前の手帳は父親から受け取っていないものの、見せてもらった記憶があり父親の手元にあったように思う。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無いが、私の保険料は母親の保険料と一緒に父親の口座から引き落とされていた時期もあり、母親の保険料には未納は無く、私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳に到達した昭和48年\*月に父親が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ってくれ、年金手帳を見せてもらった記憶があるとしているところ、オンライン記録、国民年金手帳記号番号払出補助簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年2月頃にA市に払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その加入手続の際に、資格取得日を50年5月10日（平成18年11月9日付けで申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和50年5月31日に訂正。）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準

とすると、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であるため、父親が申立期間に係る年金手帳を所持していたとは考えられず、保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人は、母親については、国民年金加入期間において保険料の未納が無いことから、自身の保険料だけが未納とされていることに納得できないとしているところ、オンライン記録によると、母親については、昭和39年2月頃に国民年金の加入手続が行われ、保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、申立人については、上述のとおり、申立期間は国民年金に未加入であることから、加入手続が行われていた母親とは状況が異なり、母親の保険料が納付されていることをもって、父親が申立人に係る申立期間の保険料を納付していたものと推認することはできない。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、昭和50年5月以降の保険料が納付済みとされ、国民年金被保険者台帳の同年4月の欄には「本月以前納付不要」と表示されていることが確認でき、オンライン記録との食い違いは無い。

このほか、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年頃から 41 年 7 月 1 日まで

昭和 26 年頃から、A社B支店及びC社D支店（A社からC社に名称変更し、現在は、E社）に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録は 41 年 7 月 1 日からとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の複数の同僚（男性）の証言から判断して、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間において同社B支店及びC社D支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、E社は、「当社が保管している厚生年金保険の加入記録を管理する台帳及び誓約書により、申立人は昭和 41 年 7 月 1 日に正社員となったと思う。申立期間当時、正社員以外に多くの日雇労働者がいたが、日雇労働者は、厚生年金保険に加入させていなかった。申立人は、申立期間については、日雇労働者として勤務していたものと思う。」と回答している。

また、申立期間当時のC社の事務担当者は、「昭和 40 年に公布された法律の関係で、41 年頃、日雇労働者を正社員として採用した経緯があったと思う。それ以前は、日雇労働者は厚生年金保険の適用外であり、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた複数の女性労働者も、申立人と同様、申立期間においては日雇労働者だったと思う。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該複数の同僚は、いずれも申立人と同日（昭和 41 年 7 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記複数の同僚（男性）は、「申立人及び申立人と一緒に勤務していた女性労働者たちは日雇労働者だった。時期は不明だが、途中から正社員と

して採用されたはずだ。」と証言している。

加えて、申立人が名前を挙げた複数の同僚（女性）は、既に死亡しているため、周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 48 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 22 日

ねんきん定期便を見ると申立期間に係る賞与の記録が無いので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る賞与明細書を所持していない上、A社は、平成 17 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主とも連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る賞与額及び保険料控除額を確認することができない。

また、課税庁から提出された「平成 15 年給与支払報告書」によると、A社に係る社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計額よりも低額となっており、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されているとは考え難い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②及び③について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 10 月 26 日から 56 年 7 月 6 日まで  
② 昭和 56 年 8 月から 57 年 2 月 15 日まで  
③ 昭和 60 年 3 月 10 日から同年 6 月 20 日まで

申立期間①は、A社に勤務していたが、標準報酬月額の記録が当時の世間の給与水準に比べ低すぎる額であり、このように低い給与では勤務していなかったはずである。申立期間②は、B社へは記録より6か月早い昭和56年8月から勤務しており、給料袋がその証拠である。申立期間③は、C社を退社したのは記録より3か月遅い60年6月20日に退社した。同社を同日に退社した同僚が居たので確認し、記録の回復をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社では、「申立期間当時の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料については、保存期間経過のため現存しない。」と回答している上、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の標準報酬月額は11万8,000円（報酬月額12万円による届出）となっており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人の被保険者資格取得日前後に入社した複数の同僚の資格取得時の標準報酬月額は、申立人より低額な同僚が複数確認できることから、申立人の標準報酬月額が同僚と比較し不自然である事情はうかがえない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人が提出したB社の封筒を使用した給料袋の写しには、年月日欄の上段に「56. 8. ー」の記載があることから、申立期間当時同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のB社に係る資格取得日は昭和57年2月15日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致している上、同社は、当時の資料は現存せず不明である旨回答しているものの、当時の事業主は、「人によって、勤務が続けられるか様子を見て、社会保険の加入を決めていた。」と証言していることから、申立期間②当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について、昭和56年7月から申立人の資格取得日（57年2月15日）まで確認したが、申立人の記録は見当たらない。

申立期間③について、C社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、資格喪失日が昭和60年3月10日であると確認できるとともに、同年3月12日に健康保険証が返納されていることが確認できる上、申立人に係る雇用保険の離職日（同年3月9日）の翌日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について、資格喪失日（昭和60年3月10日）から同年8月までの被保険者記録を確認したが、申立人の記録は見当たらない上、同社は、「当時の資料が残存せず申立人の勤務、厚生年金保険の加入等については不明である。」と回答しているとともに、申立期間③に被保険者記録のある複数の同僚についても申立人を記憶している者は一人もいないことから、申立人の申立期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人が同時期に退社したとする同僚は、関連会社からの出向者で、昭和60年3月1日に当該関連会社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年4月1日以降は別の事業所に勤務している記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 56 年 9 月まで

私は、昭和 55 年 7 月に A 社 B 支店から同社 C 支店へと転勤した。同社同支店に転勤後は役職手当が付き同社 B 支店在籍時（標準報酬月額は当時の最高等級額）よりもさらに高額給与の支給を受けていたはずであるにもかかわらず、年金記録を確認すると、同年 10 月の標準報酬月額の最高等級改正に併せて、同社 C 支店での標準報酬月額が変更されていないことに納得ができない。

申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する昭和55年10月の法改正による標準報酬月額の最高等級等の引き上げについては、「厚生年金保険法の一部改正に伴う標準報酬の改定等の取扱いについて（昭和55年10月31日庁保発第20号通知）」によると、i）本年7月1日から9月30日までの間に被保険者の資格を取得した者については、当該資格取得届による報酬月額に基づき改定すること、ii）健康保険組合が設立されている事業所の被保険者については、上記に準じて改定することとされており、当該被保険者について、本年10月1日における報酬月額が33万円以上である者については、改正法に基づく同月の標準報酬月額を記載することとされている。

しかし、申立人が主張する当該通知に基づく標準報酬月額の改定については、申立人の A 社 C 支店に係る厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額の変せん欄に、「55.10法改」の記載が無く、A 社から提出された申立期間の厚生年金基金の報酬標準給与は、当該厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、当該通知に基づく改定が行われていな

いことが推察される。

また、A社は、「申立期間については現在の年金記録に基づく保険料の控除及び納付をしていたものと考えられるが、申立人のA社C支店に係る被保険者資格取得届及び申立期間当時の給与等の関連書類は保存しておらず報酬月額及び保険料控除額等については不明であり、当時の報酬月額の計算方法等についても分からない。」と回答している。

さらに、D健康保険組合は、「関係書類の保存期間経過により申立人の標準報酬月額の記録は確認できない。」と回答していることから、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

なお、申立人は、「A社C支店在籍時に大幅に昇給した記憶は無いにもかかわらず、昭和56年10月から標準報酬月額が大きく上がっている。」としているが、昭和56年10月の標準報酬月額は、上記厚生年金保険被保険者名簿の標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は無く、上述の厚生年金基金の報酬標準給与と一致しており、不自然とは言えない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月 6 日から 41 年 2 月 26 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 28 日から 45 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の住所、氏名、申立期間①及び②に係る事業所名及び当該事業所の所在地が記載されていることが確認できるところ、申立人自身が、「裁定請求書に記載されている字は、自分が書いたものである。」と述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、当該脱退手当金裁定請求書が社会保険事務所(当時)に提出されており、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定何を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる上、申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年5月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 3 日から 38 年 8 月 21 日まで  
② 昭和 38 年 9 月 2 日から 40 年 7 月 1 日まで

脱退手当金の支給を受けた記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和40年11月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額、被保険者期間、支給年月日等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。